

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般社団法人JAWA 日本アームレスリング連盟]

[記載日：令和5年11月28日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人 JAWA 日本アームレスリング連盟の定款を遵守している。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共施設を用いてアームレスリング大会やイベント等を行う際には当該施設の使用に係る規則や当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を順守する。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当連盟の役員が団体の構成員に対して定期的に決算や事業報告を行っている 会報等を発行したり又はオンライン会議を定期的を開催し、団体の運営状況を団体の構成員に報告している	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当連盟が目指すべき基本方針を策定し団体のホームページで公表している。 尚、全日本大会・全日本マスターズ大会の年 2 回大会前日に必ず理事会を開き役員及び審判員に向けて基本方針、コンプライアンス等を協議しHPにてアップしている。事業計画についても公表できるよう準備を進める。 積極的な女性役員の登用により公平かつ公正な組織運営が出来るよう進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 現在 2 名の支部連盟理事長を 1 名常任理事に任命する。 2、 女子選手の比率が男子に比べ 20 分の 1 に満たない現状もあり女子選手の育成・増加を図り運営に参加して頂ける人材を確保する。 3、 女子のみの大会の開催を予定する。 4、 引退された女子選手に対して運営に参加して頂けるよう呼びかける。 (以上、1~4 を 2024 年内に実施予定する。) 	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>常任理事以上の役職員に対してオンラインで行っている。 Zoom 会議で年間複数回。 各支部連盟理事長単位ではオンラインでの研修等は行っていない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 支部連盟理事長にも参加を促し研修を実施していく。 2、 支部連盟の理事会でも実施するよう促す。 3、 ホームページでも一般選手に周知する。 (以上、1~3 を 2024 年内に実施する。) 	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>年間 10 数回レフェリー講習・セミナーに於いて実施している。 各都道府県で実施している。 本年度は、北海道から鹿児島まで主要 12 都市で実施。 レフェリー 3 級を無料とし多くの選手に受講を促し教育も兼ねている。 改善点としてオンラインを活用する。(2024 年内に実施する。)</p>	

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 団体の会計処理が適切に行われるよう団体の定款に必要な事項を定めている。毎年、当連盟の顧問税理士により決算報告・会計処理を適切に行っている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現時点では公的助成を受けていないが、今後受給する場合は、助成団体が定める実施等要項等を遵守する。(2024年以内に実施する。)	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当連盟の定款に基づき、顧問税理士による会計処理を行うとともに前年度会計に関する計算書類の作成を依頼している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当連盟のホームページに於いて団体が構成員に向けて定期的に役員体制や決算報告書を開示している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当連盟のホームページで団体の構成員または競技支援者に向けて発行している情報において各都道府県支部の役員会や審判員レフェリー講習会の開催を公開できるよう整備している。 1、レフェリー講習会を開催しているがオンラインでの講習も実施する。 2、2024年までにオンライン講習会を実施する。 競技支援者(協賛して頂いている支援者)	

<p>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>		
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>		
<p>NF 向けコード 原則 1</p>	<p>組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。</p>	<p>B</p>
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>毎年 1 回 HP 及び会報において当該年度の事業計画及び将来に向けた方針を公表している当連盟のホームページで基本方針を公表している。事業計画も公表できるよう準備を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 女子役員登用の実施育成計画 2、 年間の各都道府県大会実施状況の確認、予定の公表 3、 各都道府県の大会、年間収支の把握。 4、 ジュニアクラスの育成。大会を各都道府県での実施。 (以上、1~4 を 2024 年内に実施する。) 		
<p>NF 向けコード 原則 2</p>	<p>適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>B</p>
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>役員体制について毎年状況を確認し必要な整備を進めている。 毎回理事会に於いて役員の新選について了承を取っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 役員定年制の導入。選任時の年齢は 70 歳未満とする。 2、 女性本部役員の新用。選手経験者に限らず外部から有識者の参入。 3、 外部理事の新用。選手経験者に限らず外部から有識者の参入。 4、 選手会の新用。各支部で健全な運営が出来ているかフィードバック。 5、 役員選考委員会の新用。 6、 評議委員会の新用。 (以上、1~6 を 2024 年内に実施する。) 		
<p>NF 向けコード 原則 3</p>	<p>組織運営等に必要の規程を整備すべきである。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>一般社団法人として適正な組織運営に関する規定の見直し・整備を進めている。</p>		

NF 向けコード 原則 4	コンプライアンス委員会を設置すべきである。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ブロック長を中心に委員会を設けて相談役に当連盟顧問弁護士を置くことを予定している。(2024 年までに実施する。)		
NF 向けコード 原則 5	コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 定期的にオンライン会議や審判レフェリー講習会を実施している。		
NF 向けコード 原則 6	法務, 会計等の体制を構築すべきである。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 法務については、顧問弁護士（一藤弁護士）を置き対応している。 会計については、会計事務所を選任の会計士を置き T K C ソフトを活用し 4 か月に一度収支を会計士と共に決算しそれ以前の収支を 4 か月事に確定している。 上記より法律、税務、会計等のサポートを日常的に受けることができている。 公正な会計原則を順守する		
NF 向けコード 原則 7	適切な情報開示を行うべきである。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当連盟のホームページにて情報開示を行っている。 財務情報等について、法令に基づく開示を行なう（決算報告書を開示済み） 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示。(2024 年までに開示する) ガバナンスコードの順守状況に関する情報等を開示。(開示済み)		
NF 向けコード 原則 8	利益相反を適切に管理すべきである。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 理事会において利益相反に該当する案件について案件ごとに確認を行っている。		

NF 向けコード 原則 9	通報制度を構築すべきである。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>各都道府県理事長から事務局、統括本部長への連絡となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 通報体制の構築として、連盟では危機管理委員会を設け顧問弁護士と相談の上体制を整える。 2、 危機管理委員会は、各ブロック長を主体として運用する。 3、 委員長は統括本部長を委員長とし顧問弁護士と協議する。 4、 最終判断は理事長とする。 5、 ホームページ活用に関しては、会員専用の問い合わせが出来るようにページを作成し選手会員へ周知する。 6、 役員等については LINE グループを用いて対処する。 (以上、1～6 を 2024 年以内に実施する。) 		
NF 向けコード 原則 10	懲罰制度を構築すべきである。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>従来の各種規定に定める懲罰に関する規定について見直しの作業をしている。</p> <p>処分対象者、処分内容経緯の審議委員会設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 他団体への参加の禁止の撤廃。(以前は2年以上の出場停止もしくは除名) 2、 刺青のある選手の大会参加禁止の改善。(現在は見えない状態にすれば参加可能) 海外では何の問題なし。 3、 各都道府県理事だけで懲罰を課していたためこれを改善する。 4、 試合中のトラブル(試合の妨げ・暴言行為・暴力行為)が発生した場合は該当者を資格停止処分、もしくは除名処分とする。 5、 法令違反(事件・犯罪・悪質な交通違反・事故、等)にて連盟の名誉を損なった場合には複数年の資格停止及び除名処分とする。(緊急常任理事会にて決定) (以上、1～5 を 2024 年以内に実施する。) 		
NF 向けコード 原則 11	選手, 指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>通報制度で連絡があった場合、迅速かつ適正な解決に取り組んでいる。</p> <p>各支部内で選手、指導者、審判員から運営に報告があった場合、各支部及び関連部署で適正な解決方法を協議している。</p> <p>※現状は統括本部長が当該の県連盟に直接出向き、双方の事情聴取を行い指導・改善を行なっている。</p>		

NF 向けコード 原則 12	危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>災害時・不祥事に対する過去の事例を纏め、再発時に活用できるようにしていく。 新型コロナウイルス関連等の対応には、競技進行上、選手、審判員の衛生管理、安全管理を徹底できるようにする。 チーム Dr を大会では配置している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 管理マニュアルの策定。 2、 災害時のマニュアルの策定。 3、 管理者の配置。 4、 連絡網の策定。 <p>(以上、1~4 を 2024 年以内に実施する。)</p>		
NF 向けコード 原則 13	地方組織等に対するガバナンスの確保, コンプライアンスの強化等に係る指導, 助言及び支援を行うべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>コンプライアンス研修において、全国の支部の実施状況を本部事務局が管理している。 各支部のガバナンスについては各支部の責任者を対象としたオンライン理事会を定期的に関催し現状報告と各支部の課題に関する議論を行っている。</p>		